

米国関連資料

**IDS に起因する PTA (Patent Term Adjustment) 削減エラーに対応するために
USPTO が暫定手続を創設 (発効日 : 2018 年 11 月 2 日)**

2018年11月26日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

米国特許の特許権存続期間は、原則として、出願から 20 年です (35 U.S.C. 154(a)(2))。1995 年 4 月 25 日の法改正により、経過措置として、1995 年 6 月 8 日時点で有効な特許権、または 1995 年 6 月 7 日までに~~出願された~~特許出願においては、出願から **20 年間**あるいは特許発行から **17 年間**のうち、長い方が特許権存続期間となります (35 U.S.C. 154(c)(1)、MPEP 2701)。なお、先の米国特許出願の利益を享受する出願 (継続出願や分割出願) においては、特許権存続期間の起算日は先の出願日となります (35 U.S.C. 154(a)(2))。

特許権存続期間が出願から 20 年間となりましたので、出願審査等に **3 年以上**の年月を要した場合、特許権存続期間が上記法改正前の特許発行から 17 年間よりも短くなってしまうことがあります。そこで、出願人に起因しない理由により特許発行が遅れた場合、特許権存続期間を延長することによって公平が保たれるように配慮されました。

2018 年 11 月 2 日付の官報において、以下のことが公示されました。すなわち、IDS (Information Disclosure Statement) に免責ステートメント ("safe harbor statement") が添付されていたことを認識していなかったために生じた USPTO による不法なエラーに対し、**特許権存続期間調整 (PTA (Patent Term Adjustment) の再計算を特許権者が請求するための暫定手続を実施する旨、USPTO は公表**しました (**暫定手続の発効日 : 2018 年 11 月 2 日**)。USPTO は、また、**免責ステートメントを作成する場合に出願人が用いる新たなフォームを提供**することも併せて官報において公示しました。これらのことに関し、以下に詳細に説明します。

なお、免責ステートメントとは、USPTO や対応外国特許庁によって引用された情報を提出するために IDS を所定期間内 (30 日以内) に USPTO にファイル際に用いるステートメントであって、37 CFR 1.704 (d)の規定に基づいてファイルされたステートメントを意味します。

【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。